

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 20 日

石垣市長 中 山 義 隆

1 事故名

防災行政無線（大里公民館）落雷事故

2 相手方

石垣市字桃里 165 番地 189

大里公民館 館長 平良 道康

3 事故発生年月日

令和 7 年 6 月 17 日

4 事故発生場所

石垣市字桃里 165 番地 189

5 事故の概要

令和 7 年 6 月 24 日に大里公民館長より公民館に隣接している防災行政無線に落雷が発生し、防災行政無線が故障しているとの連絡があった。

市では、防災行政無線の保守点検業務を委託している業者により現場調査を実施した結果、防災行政無線のコンクリート柱のスパーク痕、公民館の分電盤、耐雷トランス等に落雷痕跡が有るため、誘導雷の発生により損傷したものと考えられるとの結論となった。

当該落雷事故により、公民館所有のエアコン及び冷蔵庫（2 台）が故障しているため、市が損害賠償金として相手方に 432,300 円を支払うものである。

6 損害賠償額

432,300 円